

元久々利景観形成重点地区 景観まちづくり計画書



元久々利まちづくり準備委員会
可 児 市

① 元久々利地区の歴史について（地区の歴史等）

久々利地区は、サクライソウ、ハナノキ、ヒトツバタゴの自生や、日本最初のロックフィルダムである小淵ダムに象徴される、緑と水に恵まれた豊かな自然が残る地区です。

また、泳宮^{くぐりのみや}をはじめ、八坂入彦命墓^{やさかいらひこのみことのほか}、美濃焼き発祥の地としての古窯跡など多くの史跡があり、郷土歴史館、陶芸苑などの文化施設も置かれています。他にも320年余りの歴史を有し、可児市唯一の山車^{やま}の出る八幡神社の祭礼は、桜の季節の伝統行事となっています。

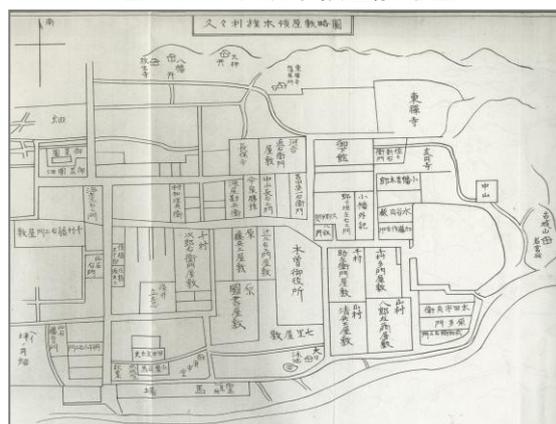
中心集落地である元久々利の街並みは、室町時代にこの地を支配していた美濃の守護土岐一族によって築かれた久々利城の城下町として形成されました。江戸時代には、幕府の旗本で尾張徳川家の重臣であった千村家の屋敷が構えられ、その当時の面影を残し今に至っています。

いまなお自然・歴史・伝統・文化が受け継がれている地域にあって、久々利公民館には可児郷土歴史館が併設され、周辺には久々利保育園、久々利診療所などの公共施設が集まります。

図 旗本領時代鳥瞰図



図 久々利旗本領屋敷略図



〔出典：久々利村：『久々利村誌』、1935年〕

② まちづくりのテーマ

『心地良い暮らしと歴史・文化が感じられるまち 元久々利』

③ まちづくりの目的

現在の元久々利が心地良く快適に暮らせるように、また、将来にわたって子や孫達に誇りの持てるふるさととなるよう、歴史や文化が感じられる魅力のあるまちづくりを目指します。

④ 良好な景観形成に関する方針

- 集 落 地：古くから自然発生的に形成されてきた農村集落であり、将来においても良好な住環境を保全するため、農家住宅を中心とした低層住宅中心の土地利用としていきます。
- 農地及び緑地：まとまった農地や緑地があり、原則として将来にわたっても今ある農地としての利用を続け、緑地については保全活用をしていくこととします。

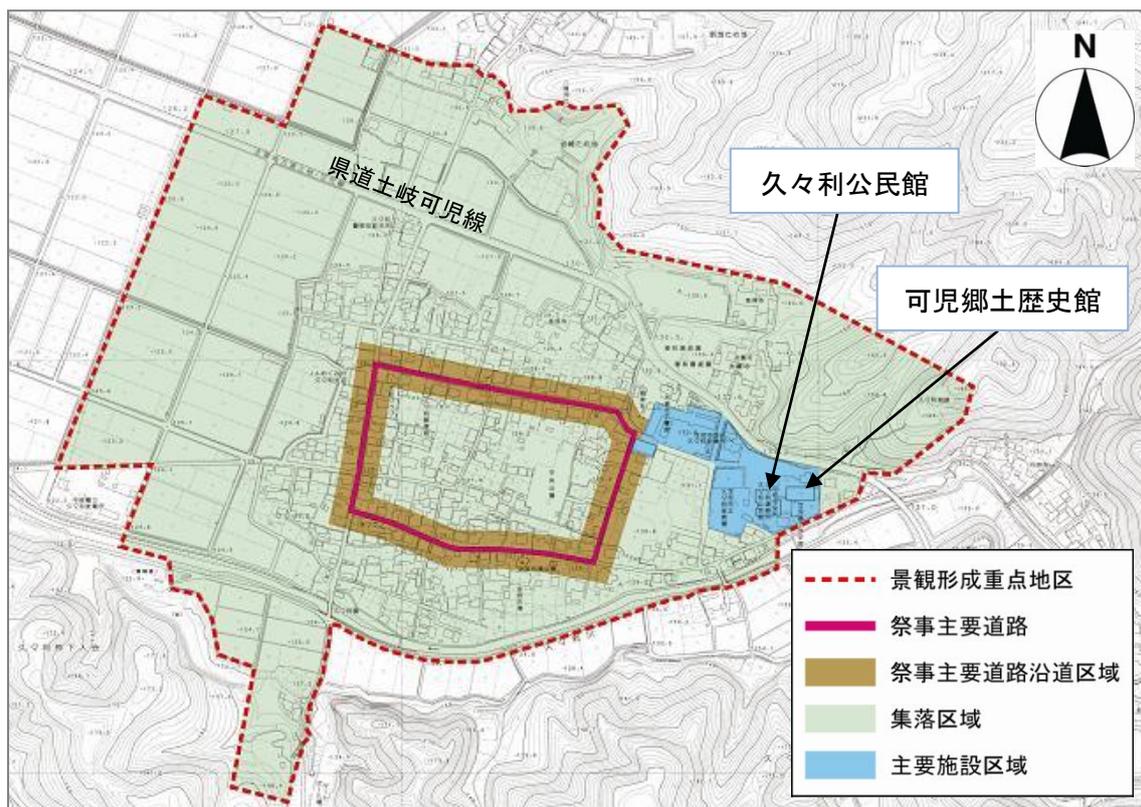
⑤ まちづくりルール（良好な景観形成のための行為の制限）

■景観形成重点地区の範囲

元々々利景観形成重点地区として指定するエリアは、下図に示す範囲とします。

なお、当該景観形成重点地区のエリアを祭事主要道路からの眺めを考慮して「祭事主要道路沿道区域」「集落区域」「主要施設区域」の3つの地区に区分して、景観形成基準を設定します。祭事主要道路とは、八幡神社の祭礼で山車が通る道路のことです。

- 祭事主要道路沿道区域：祭事主要道路境界から20mの区域（主要施設区域を除く）
- 集落区域：祭事主要道路沿道区域以外の区域
- 主要施設区域：地域の中心またはシンボルとなる施設が集合している区域



■景観形成基準

当該区域内で、下記の行為をしようとする時は、景観まちづくり委員会に事前通知していただき、その後市へ届け出て下さい。また次項に示す景観形成基準に適合するようにして下さい。

- (1) 建築物の新築や増築、改築、移転、外観を変更する修繕や模様替え、色彩の変更
 - (2) 工作物の新設や増築、改築、移転、外観を変更する修繕や模様替え、色彩の変更
- ※外観を変更しない、内部の改装などは届け出る必要はありません。
届出不要な行為もあります。詳しくはお問い合わせ下さい。

⑥ まちづくりルールガイドライン

元久々利地区 景観形成基準

祭事主要道路沿道区域

住宅の形態意匠（建築様式、色彩、高さ）

住宅は和風様式を基調とし、外壁は無彩色（白、灰、黒系）又は茶色（ベージュ、黄土、こげ茶）を基調とした落ち着いた色調とする。屋根は勾配屋根とし、無彩色を基調とした色彩とする。高さは10m以下とする。

住宅以外の形態意匠（建築様式、色彩、高さ）

店舗、工場、倉庫、車庫等は位置、形態、色調等に配慮して住宅との調和を図る。高さは12m以下とする。（神社仏閣を除く。）

屋外設備

住宅の屋外設備機器は、目立たない位置に設置するか、目隠しなどの工夫をする。

屋外広告物

屋外広告物を設置する場合は、過大なものは避け、かつ派手な色彩は使用しないものとする。

自動販売機

自動販売機を設置する場合は、周辺の景観に調和した落ち着いた色彩とするか、木製格子等で修景する。

緑化

建築物の敷地は植栽を施し、緑化を推進する。



かき・さく

道路に面する位置にかき・さくを設置する場合は、土塀（土塀風なものを含む）、板塀又は生垣を設置し、現存する土塀は保全する。※止むを得ずフェンス等による場合は、景観に配慮した仕上げ及び色彩とする。

集落区域

かき・さく

道路に面する位置にかき・さくを設置する場合は、土塀（土塀風なものを含む）、板塀又は生垣の設置に努め、現存する土塀は保全に努める。※止むを得ずフェンス等による場合は、景観に配慮した仕上げ及び色彩とする。

屋外設備

住宅の屋外設備機器は、目立たない位置に設置するか、目隠しなどの工夫に努める。



形態意匠（建築様式、色彩、高さ）、緑化、屋外広告物、自動販売機については、祭事主要道路沿道区域と同様とする。

主要施設区域

可児市景観計画に定められた景観形成基準を基本とする。土地利用が変更される場合は、可能な限り周辺環境に配慮する。なお、地権者の申し出により、一団の土地を祭事主要道路沿道区域または集落区域に変更することができる。

景観形成基準の適用除外について

- ・用途上又は構造上やむを得ないと認めたものについては、特例措置として本計画における良好な景観の形成のための行為の制限の対象外とします。この場合、あらかじめ可児市景観アドバイザー又は可児市景観審議会の同意を得なければなりません。
- ・本計画の施行時に既存のものや、着手している建築物・工作物、または良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのない行為については、本計画で定める良好な景観の形成のための行為の制限の対象外とします。

⑦ まちづくりルールの解説

■建築様式

祭事主要道路沿道区域・集落区域共通

住宅は和風様式を基調とし、屋根は勾配屋根とする。
住宅以外についても位置、形態等に配慮して住宅との調和を図る。

区域内の建物の大半は勾配屋根となっており、屋並みが揃っています。社寺等の歴史的な趣と調和するよう、勾配屋根とすると同時に、素材は和風感のあるものとして下さい。

【区域内に多く見られる伝統的な瓦屋根】



●和風様式とは

【在来式の和風のイメージ】

建築様式：木造の純和風の家屋

屋根：無彩色（灰、黒）系の和瓦（特にいぶし瓦）を用いた入母屋や切妻の傾斜屋根

外壁：天然素材の味わいのある漆喰仕上げの土塀や板壁

【現代的な和風のイメージ】

建築様式：プレハブ建築を含め、外観上和風に見える落ち着いた雰囲気のある家屋

屋根：瓦の色調に合わせた無彩色（灰、黒）系の落ち着いた色調の屋根材を用いた傾斜屋根

外壁：無彩色系あるいは茶系の落ち着いた色合いの金属鋼板、モルタル、コンクリートパネル等

本景観形成基準の和風様式とは、現在の町全体の「和風」の落ち着いた雰囲気を維持するために、在来式の和風はもちろんのこと、現代的な和風のイメージまで含めて和風様式と考えています。



■高さ

祭事主要道路沿道区域・集落区域共通

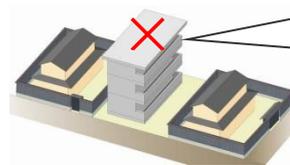
住宅の高さは10m以下とする。

住宅以外の建築物の高さは12m以下とする。

（神社仏閣を除く。）

昔ながらの集落としての良好な住環境を維持するため、建物の高さを抑えて下さい。

【建築物の高さについて】



低層の統一感ある落ち着いた雰囲気の集落としての連続性を保って下さい。



■屋外設備

祭事主要道路沿道区域

住宅の屋外設備機器は、目立たない位置に設置、または目隠しなどの工夫をする。

集落区域

住宅の屋外設備機器は、目立たない位置に設置、または目隠しなどの工夫に努める。

【 修景された空調室外機の事例 】



室外機等の屋外設備が目立つと、落ち着いたある景観の魅力が損なわれます。これらの設備を通りより見えないところに設けるか、見えなくする工夫をして下さい。

■かき・さく

祭事主要道路沿道区域

道路に面する位置にかき・さくを設置する場合は、土塀（土塀風なものを含む）、板塀又は生垣を設置し、現存する土塀は保全する。

※止むを得ずフェンス等によるときは、景観に配慮した仕上げ及び色彩とする。

集落区域

道路に面する位置にかき・さくを設置する場合は、土塀（土塀風なものを含む）、板塀又は生垣の設置に努め、現存する土塀は保全に努める。

※止むを得ずフェンス等によるときは、景観に配慮した仕上げ及び色彩とする。

【 生垣や歴史的な趣きと調和する塀の事例 】



通りに面して設ける垣や柵は目立ちやすく、通りを歩く人々に強い印象を与えます。止むを得ずブロック塀とする場合でも、素材や意匠を工夫したり、色彩も落ち着いたものとして下さい。

■緑化

祭事主要道路沿道区域・集落区域共通

建築物の敷地は植栽を施し、緑化を推進する。

【 緑豊かなまち並みの事例 】



緑が豊かなまち並みは日々の生活にうおいを与え、るとともに、歴史的な趣に深みを与えます。庭木も成長すれば地域のシンボルとなるため、適切な樹木の維持管理に努めて下さい。

■屋外広告物

祭事主要道路沿道区域・集落区域共通

屋外広告物を設置する場合は、過大なものは避け、かつ派手な色彩は使用しないものとする。

【歴史的な趣と調和する屋外広告物の事例】



屋外広告物は設置状況によっては自然景観やまち並み景観を阻害する要因になります。周辺環境との調和に十分に配慮して下さい。

■自動販売機

祭事主要道路沿道区域・集落区域共通

自動販売機を設置する場合は、周辺の景観に調和した落ち着いた色彩とするか、木製格子等で修景する。

【修景された自動販売機の実例】



自動販売機は利用者の確保のため、目立つ色が用いられますが、歴史的な趣が損なわれます。機器の更新時には、景観に配慮した色彩に変更して下さい。

■農地及び緑地

祭事主要道路沿道区域・集落区域共通

農地及び緑地については、維持・管理及び保全に努めることとする。



⑧ 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について

1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について

地域内には、歴史的・文化的価値が高い建造物や地域で古くから親しまれているデザインが優れた建造物などが残されています。

また、地域内には長い時間をかけて育まれ、地域住民の生活に親しまれてきた巨木、名木、社寺林などが残されています。

景観行政団体は、景観計画に定められた指定方針に即して、景観上よく調和し、シンボルとなるような外観の優れた建築物や工作物、樹木を、景観重要建造物または景観重要樹木として指定することができます。

ただし、すでに文化財保護法に基づき、より厳しい現状変更の規制が課せられている国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物は景観法の指定の対象とはしません。

景観重要建造物または景観重要樹木に指定しようとする場合は、あらかじめ当該建造物及び樹木の所有者の意見を聴取することになっています。また、これらに指定された場合、所有者に適正な管理義務が課せられるとともに、現状変更の規制が併せて課せられることになります。

2. 景観重要建造物の指定方針

良好な景観の形成に重要なもので、道路や公共の場所から望見ことができ、次のいずれかに該当するものについて、所有者の意見を聞きながら、順次景観重要建造物に指定していきます。

- 市民に親しまれ、シンボリック的存在となっているもの
- 美しい形や優れた技術が見られるもの
- 再び造ることができないもの

3. 景観重要樹木の指定方針

良好な景観の形成に重要なもので、道路や公共の場所から望見ことができ、次のいずれかに該当するものについて、所有者の意見を聞きながら、順次景観重要樹木に指定していきます。

- 市民に親しまれ、シンボリック的存在となっている樹木
- 優れた樹形のもの
- 自然の偉大さを教えるとともに安らぎを与えてくれる樹木
- 社寺林や地域の骨格となる樹林などを構成する主たる樹木

⑨ 良好な景観形成を目指してのまちづくり活動

元久々利景観形成重点地区のテーマである「心地良い暮らしと歴史・文化が感じられるまち」を実現していくために、住民と行政が協働で役割分担しながら様々な活動を楽しんでいきます。

項目	活動名称	活動内容
イベント	ふれあいウォーキング	地域の再発見、健康づくり、住民のふれあいを目的としてウォーキングを行う。 (春と秋に行う・城山散策・落ち葉で絵をつくる等)
	あかりライトアップ	ろうそく等の灯りで山車の通るメイン通りを浮かび上がらせるライトアップを行う。(事例視察、竹飾りの工夫等)
	川遊び	久々利川をフィールドに親子でのガサガサ体験などを行う。 (生息している魚の調査・水槽での観察等)
	作品展開催	公民館事業とタイアップし、住民の作品(絵画、写真等)を展示する。(久々利のいいところ～春夏秋冬編)
PR活動 (イメージアップ)	散策マップ作成	元久々利地内を散策できるマップを作成する。 (歴史・昔の屋号・旧地図との重ね図)
	案内看板、サインの整備	案内看板、サイン等の統一を図る。 (内容、素材、設置場所等の検討)
	PR用DVD作成	元久々利地区をPRするDVDの作成。
	花飾り	各戸の玄関前やポケットパーク等を花飾りする。 (各戸で愛情を持って育て玄関先等でお披露目)
整備作業	久々利城址散策路整備	久々利城址への散策路をみんなで整備する。 ・城址で見られる植物や生き物観察 ・切った竹を使った遊び(竹馬、竹のベンチ作り、竹ごはん等)
	久々利城址公園化	城跡をみんなで公園化する。 (気軽に散策できるような散策路づくり・まちを見下ろす眺望確保)
	公園、小公園の再整備	地区住民がより利用しやすくなるよう公園等を再整備する。 (どんな広場にしたいか、活用方法等の検討)
長期課題 (要望事項)	旧小学校跡地の活用	旧小学校跡地を、久々利地区の拠点となるよう活用していく。 (活用方法等の検討)
	電線類の整理	山車の通るメイン通りの電線類の整理を検討する。
	水路や水辺の再整備	水路や水辺の再生整備を行っていく。 (水路の成り立ちの確認や活用方法の検討)

⑩ 役割分担

項目	地域住民	景観まちづくり委員会	行政
景観形成基準	◎基準の遵守	○事前確認	◎届出の審査、指導、変更命令等
景観まちづくり活動	◎地域での景観まちづくり活動への積極的な参加 ◎身近な事柄での景観への配慮	◎主体的継続的な景観まちづくり活動、景観まちづくり活動の企画、情報発信等	○資材等の提供、景観まちづくり活動のサポート、助成金等

⑪ これまでのまちづくり活動の経緯

元久々利まちづくり準備委員会及び役員会では景観形成基準の検討だけでなく、これまでに以下のような活動を行ってきました。

※元久々利まちづくり準備委員会役員会は、以下「役員会」とします。

※元久々利まちづくり準備委員会は、以下「準備委員会」とします。

平成 21 年		
●役員会 (8/21、10/28、11/24)	計 3 回開催	 
●準備委員会 (7/18)	計 1 回開催	
●元久々利まちづくり説明会 (2/26、6/19)	計 2 回開催	
●久々利自治連合会合同会議 (4/23)	計 1 回開催	
●自治連合会打合せ (5/29、6/16)	計 2 回開催	
●視察 恵那市：坂折棚田 [NPO法人恵那市坂折棚田保存会] 中津川市：中津川宿 [中山道こまちの会] (12/16)		
平成 22 年		
●役員会 (1/25、3/9、4/20、6/21、7/14、9/13、10/21、12/13)	計 8 回開催	 
●準備委員会 (2/7、5/8、10/21)	計 3 回開催	
●景観アドバイザーへのヒアリング (9/7)		
●まち歩きイベント (8/22)		
●ふれあいウォーキング (11/14)		
平成 23 年		
●役員会 (1/17、2/15、3/29、8/9、11/24、12/20)	計 6 回開催	 
●役員会 [久々利城址植生調査] (10/3)		
●準備委員会 (1/27、5/20)	計 2 回開催	
●景観アドバイザーへのヒアリング (11/15)		
●竹あかり用ロウソク立て製作 (4/12)、竹あかり実施 (4/16)		
平成 24 年		
●役員会 (4/13、6/16)	計 2 回開催	 
●準備委員会 (1/13、4/19)	計 2 回開催	
●景観まちづくり計画書 (案) 意見聴取・同意確認 (1/24～2/8)		
●景観まちづくり計画書 (案) 関係者説明会 (2/15)		
●竹あかり用ロウソク立て製作 (4/20)、竹あかり実施 (4/21)		
●景観まちづくり計画書 (案) 閲覧 (5/7～5/21)		
●景観審議会 諮問 (5/29)		
●景観形成重点地区 指定 (7/1)		

元久々利景観形成重点地区 景観まちづくり計画書

発行年月：平成 24 年 7 月

**発 行：元久々利まちづくり準備委員会
可児市**

電話番号：0574-62-1111（代表）

**編 集：可児市 建設部 都市計画課
〒509-0292**

岐阜県可児市広見一丁目 1 番地